

平成30年第2回定例市議会報告

1 日程

6月4日(月)開会

6日(水)一般質問 田上 議員(連合) 井本 議員(公明)

7日(木)一般質問 山部 議員(共産) 光永 議員(自民)

8日(金)一般質問 田中 議員(明政) 藤永 議員(公明)

11日(月)予算決算委員会(概況説明)、同分科会、部門別常任委員会

15日(金)予算決算委員会(分科会長報告、締めくくり質疑、表決)

19日(火)委員長報告、質疑、討論、表決、閉会

2 本会議(一般質問) 質疑要旨 【15-3】

3 予算決算委員会分科会 質疑要旨 該当無し

4 教育市民委員会 質疑要旨 【15-12】

5 予算決算委員会(締めくくり質疑) 質疑要旨 該当無し

7 閉会日 質疑要旨 該当無し

2 本会議（一般質問） 質疑要旨

質疑要旨	応答要旨
<p>校区の見直し・柔軟化に関する合意形成について</p> <p>（地域政策課・学務課）</p> <p>協議の場の設定や円滑な合意形成について尋ねる。 【市長答弁】</p>	<p>本市では、学校規模について、「熊本市学校規模適正化基本方針」に基づき、地域の意見や要望を十分踏まえ取り組んでおり、地域の要望による校区の見直しについては、住民の総意が必要である。このような地域課題については、子どもたちの教育環境や、まちづくりにも大きな影響を与えることから、住民が自ら考え、意見を集約しながら選択し、丁寧に合意形成を図っていくことが重要である。現在、まちづくりセンターでは、地域が主体的に課題を解決できるよう、積極的な情報提供のほか、関係局とともに、協議の場の設定や円滑な合意形成に向けた助言等を行っている。</p>
<p>学校施設のバリアフリー化整備推進計画について</p> <p>（施設課）</p> <p>エレベーターの設置等、施設整備の状況について尋ねる。【市長答弁】</p>	<p>学校施設のバリアフリー化は、文部科学省の指針に基づき、児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、多目的トイレやエレベーターの設置等の施設整備に努めている。また、学校施設は、災害時における避難所としての役割も担っていることから、施設の機能強化は重要である。現在、今年度末までに、学校施設の長寿命化計画を策定することとしており、バリアフリー化の方針についても盛り込む予定である。学校現場の状況を十分踏まえ、次年度以降、各学校施設の整備計画を作成し、実行していく。</p>
<p>熱中症対策について</p> <p>（健康教育課）</p> <p>学校における熱中症対策と冷水器の設置について尋ねる。</p>	<p>市教委では、本年4月、体育活動中の事故防止について各学校に通知し、熱中症予防として事前の健康観察、十分なウォーミングアップやクーリングダウン、こまめな水分補給等について指導している。また、5月には、熱中症、紫外線及び光化学スモッグへの対処法について通知し、水分や塩分の補給、帽子の着用、こまめな休養等について指導するなど、学校での熱中症対策に努めている。このほか、各学校にポータブル熱中症計を配付し、運動場や体育館で活用されている。学校における児童生徒の飲料水は、基本的に、水道を利用するよう指導しており、水筒については、内容物の衛生状態が確認しづらい等の理由から持参を認めていない学校もあれば、運動会前や1学期限定等、学校の実情に応じて許可している場合もある。これから夏の時期を迎え、気温や湿度の上昇も考えられることから、各学校への指導をさらに徹底するとともに、冷水器の導入について先行事例の研究に努める。</p>

2 本会議（一般質問） 質疑要旨

質疑要旨	応答要旨
<p>スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）、心のサポート相談員の配置拡充について</p> <p>（総合支援課）</p> <p>ＳＣに係る国庫補助の期限及び配置の拡充並びに心のサポート相談員の全校配置に向けた予算について尋ねる。</p>	<p>熊本地震に伴うＳＣの配置に係る国庫補助については、いつまで措置されるかは未定である。しかしながら、熊本地震に伴う心のケアが必要な児童生徒は依然として多いことから、国に対し、引き続き、長期的な財政支援を要望していく。また、今年度、２つの中学校区で、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを週３日、配置する、モデル的な取り組みを行っているところであり、その成果を踏まえ、今後の配置を検討してまいり。次に、心のサポート相談員の全校配置に向けた予算の拡充についてお答えする。今年度は４０名の心のサポート相談員を雇用し、１つの学校に週２回、１回あたり３時間の体制で配置している。心のサポート相談員については、スクールカウンセラーとは別に、学校からのニーズも高く、必要に応じて配置できるよう取り組む。</p>
<p>教職員の働き方改革について</p> <p>（教職員課・教育政策課）</p> <p>国が定めている教職員の定数積算の基準と現状の乖離について</p>	<p>教職員の定数は、昭和３３年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の制定当時、１時間の授業に対し１時間程度の準備時間が必要であるという考え方で積算されている。質の高い、きめ細かな指導を行ううえで授業準備は重要で、その時間を確保することは不可欠だが、本市のアンケート結果によれば、確保できた授業準備の時間数は３分の１程度となっている。昭和３３年と比べ、ＩＣＴ機器の普及により、授業準備に要する作業の省力化や効率化が図られているものの、授業準備の時間は不足している状況にある。そこで、本市は本年３月、「学校改革！教員の時間創造プログラム」を策定し、仕事の総量の削減、マンパワーの充実、時間を意識した働き方の徹底を取組方針とした。今後、このプログラムに掲げる具体的な取り組みを着実に推進することにより、教職員が授業や授業準備等に集中し、ゆとりを持って子どもと向き合う時間を拡充していく。あわせて、学校における働き方改革の推進に向け、専科教員や加配定数の確保等について、国に対して要望していく。</p>
<p>「学校改革！教員の時間創造プログラム」策定における現場の教職員及び保護者の意見反映について</p>	<p>学校現場等の様々な職種の代表者によるプロジェクトを立ち上げ、プログラムを策定した。このプログラムの対象者は本市の全教職員であり、学校現場の意見や要望を広く把握することが重要であることから、全教職員等に対し、働き方に関する要望や意見をアンケートシステム等で募ったところ、「授業のほか、プリント作成補助等、様々な業務を担当する教員の配置」、「ＳＳＷの拡充」、「部活動の外部指導者の導入」等、４８０件を超える回答が寄せられた。これらの意見等をもとに、半年間、十分な議論を重ね、プログラムを策定した。</p>

2 本会議（一般質問） 質疑要旨

質疑要旨	応答要旨
<p>教職員の増員について</p>	<p>プログラムの取組方針の一つにマンパワーの充実を掲げており、再任用短時間教員の活用や小学校における外国語専科教員の配置等、より教育効果を高めつつ、効率化も進めていく計画である。このうち、外国語専科教員については既に本年4月から10名を配置しており、その効果を検証しつつ、国の加配を活用して拡充を図っていく。また、再任用短時間教員については、学校現場のニーズに応じ最大の効果が出るよう、職務内容の明確化等の課題もあるため、具体的な制度設計に向けて検討を進めていく。</p>
<p>非正規教員の処遇改善について</p>	<p>教員定員に対する臨時的任用教員の割合、いわゆる欠員率は重要な課題と考え、改善に取り組んできた。平成30年度は小中学校で約8.7%であり、最も欠員率が高かった平成27年度は約12.1%であったため、一定の改善は進んできた状況である。平成31年度は、今年度よりも新規採用数を増やすこととし、小中学校教諭として145名、全校種・職種で165名の採用を予定している。このことから欠員率はさらに改善が進む見込みだが、今後の退職者数の推移を踏まえ、次年度以降も一定数の新規採用者数を維持し、適正な教職員配置に取り組んでいく。</p>
<p>(教育政策課)</p> <p>学校における働き方改革への取組について</p>	<p>本市における教員の長時間勤務の実態が深刻な状況であることは十分認識をしている。本市では平成29年10月に現場の教職員も加えた「学校改革！教員の時間創造プロジェクト」を設置し、学校現場と教育委員会事務局が一体となって教員の長時間勤務の改善に取り組んでいる。このプロジェクトの検討内容を踏まえ、平成30年3月に教員の長時間勤務を改善するための具体的な取組を明確にしたプログラムを策定し、このプログラムの最終年度である平成32年度までの具体的な目標を2つ設定している。1点目は、いわゆる「過労死ライン」といわれる、正規の勤務時間外の在校時間が1か月80時間を超える教職員数を0とすること、2点目は、教職員の正規の勤務時間外の年間の在校時間を、平成29年度実績と比べ、25%削減することである。この目標を達成するため、学校閉庁日の設定、勤務時間外の留守番電話対応やSSWの拡充については本年度から実施する。また、給食費の公会計化、再任用短時間教員や学校支援ボランティアの活用等については、効果的な手法の検証を行ったうえで、今後の実施に向けて取り組んでいく。学校現場の教職員の負担軽減に取り組むことは、教育長としての私の最重要課題と捉えているため、このプログラムに掲げている取組みについては、教育委員会の責任で、全力で推進していく。</p>
<p>学校給食費について</p> <p>(健康教育課)</p> <p>学校給食費を無償化してはどうか。</p>	<p>学校給食は食育の「生きた教材」であるという役割と同時に、適切な栄養摂取による健康の保持増進という役割も担っており、食材費に係る経費のみ、保護者に負担いただいている。今後も、学校給食を通して行政と保護者が協力して子どもたちの成長を支えていくことが重要だと考えており、現行制度を維持し、安全で安心な学校給食の提供に努める。</p>

2 本会議（一般質問） 質疑要旨

質疑要旨	応答要旨
<p>給食費の公会計化に向けた取組について</p>	<p>給食費を公金として行政が管理することにより、債権管理の適正化や会計事務の透明性の向上が図られるなどの効果があるとともに、これまで教員が行ってきた、給食費の集金業務等の負担を削減することにより、教員が子どもと向き合う時間を確保できると考える。現在、先進地視察による先行事例の研究やシステム業者への聞き取りなど、給食費管理制度やシステムの仕様について検討を進めている。今後は、保護者代表、学校関係者等からの意見を取り入れながら制度設計を行うとともに、保護者等に対して丁寧に周知を行い、公会計制度への移行に向けた準備を進める。</p>
<p>道徳教育について (指導課)</p> <p>検定教科書の使用及び評価に対する取組状況はいかがか。</p>	<p>本市では、本年度からの小学校における「特別の教科 道徳」の全面実施に向け、平成29年度から新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業を全小中学校で実施するとともに、全ての道徳教育推進教員を対象にした道徳教育推進研修会を3回実施した。うち1回は全校長が参加して、道徳の特質を踏まえた「考え、議論する道徳」の授業構想について、講話やグループ協議を通し、質的向上を図りながら、共通理解に努めた。学校では、道徳教育全体計画のもと、小学校では主たる教材として検定教科書を使用した年間指導計画を作成し、計画的に道徳の授業を実施している。それに加え、道徳教育用郷土資料「熊本の心」や、本市も協力して作成した「熊本地震関連教材 つなぐ～熊本の明日(あした)へ～」といった地域教材等を取り入れ、災害の経験を次世代につなぐ特色ある取り組みを実践している。また、評価についても、授業における学習状況から児童一人ひとりのよい点や頑張りなどを個人内評価として継続的に評価することとしている。各学校では共通理解を図るため計画的に校内研修を実施しながら、児童が自らの成長を実感し、よりよい生き方を求め続けられるよう、また教員が指導方法の改善に生かせるよう、評価の充実を図っている。</p>
<p>英語教育について (指導課)</p> <p>全般体制・高学年・中学年に対する取組について</p>	<p>平成26年度から29年度までの4年間、文部科学省が実施する外国語教育強化地域拠点事業の拠点校として、尾ノ上小、山ノ内小、月出小、錦ヶ丘中、必由館高で取り組んだ。また、外部専門機関と連携した、文部科学省が実施する英語指導力向上事業のモデル校として、平成28年度から29年度までの2年間を楠中で、平成29年度の1年間は楠小と楡木小を加え、研究を深めた。本年4月から、熊本市立の全小学校で、高学年は年間70時間、中学年は年間35時間の外国語活動を先行実施している。それに伴い、専科教員10人と巡回指導教員2人を配置し、担任とチーム・ティーチングを行うことで、全校をサポートしている。さらに、今後、外国語指導助手(ALT)を段階的に拡大配置することで、チーム・ティーチングの回数も増加させるとともに、生の英語や異文化に触れる機会を増やし、コミュニケーション力の育成に努めていく。</p>

2 本会議（一般質問） 質疑要旨

質疑要旨	応答要旨
<p>会話力向上のための取り組みについて</p>	<p>児童生徒の会話力を高めるためには、実際に外国の方と英語で会話するなどの活動を通して学ぶことが効果的であることから、外国語指導助手（ALT）の配置拡大を進めており、昨年度の33人から、54人に増員する。授業では、ALTによるチーム・ティーチングを行い、特に4技能のうち、「聞く」、「話す」力を育成し、異文化に対する理解を進め、実践的コミュニケーション能力の基礎力育成に努めている。また休み時間や給食時間等も、児童生徒がALTとふれあい、日本の行事や家族の出来事などを積極的に話すことで、英語に慣れ親しむ機会となっている。さらに、毎年、夏季休業中に開催する、中学生を対象とした「イングリッシュキャンプ」では、ALTと、全て英語で生活するなど、日常生活の場面に即しながら、楽しく英語を学んでいる。</p>
<p>タブレットを活用した取り組みについて</p>	<p>小学校では、スピーチや英語でのやりとりの様子をタブレットに録画したり、音声を吹き込んだりすることで、自分の姿を客観的に見たり、互いにアドバイスしたりするなど、観察や分析等による学習の気付きを促す。中学校では、話す力を測定する簡易版スピーキングテストを作成、生徒はタブレットに答えを英語で吹き込み、ALTが評価を行うなど、英語4技能のうち、「聞くこと」、「話すこと」などのコミュニケーション能力の基礎を養う。このような学習で、児童生徒の英語に対する学習意欲を高めることが期待できる。今後も、英語教育の充実と強化に積極的に取り組むとともに、議員ご案内の音声通訳アプリなどを活用して子どもたちが遊びながら楽しく英語によるコミュニケーションを図る取り組みができないか、研究してまいりたい。</p>
<p>本市における英語教員の英語力について尋ねる。</p>	<p>国は、中学校における「英検準1級に相当する資格を持つ教員の割合」を50%とすることを目標としており、平成29年度の「英語教育実施状況調査」では、本市の中学校における「英検準1級相当以上の資格を持つ英語教員の割合」は25.9%、「授業で発語の半分以上に英語を使用している英語担当教員の割合」は61.0%であり、前年度より増加傾向にある。</p>
<p>英語教員にTOEICの受検を進めてはどうか。</p>	<p>英語教員のTOEIC受験についてお答えする。受験料は個人負担が原則であり、本市の予算には計上していない。平成28年度と平成29年度は、文部科学省の「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」によって検定料の全額を助成し、中学校では、平成28年度には英検を13名が、TOEICを28名が、平成29年度にはTOEICを56名が受検した。教員が英検やTOEICなどを受検する場合、教員特別検定制度によって割安料金で受検ができるようになっており、学校を通じ、教員に周知している。</p>
<p>英語教員の業務を軽減してはどうか。</p>	<p>英語担当に限らず、教員が意欲と能力を最大限発揮して働くためには、授業や授業準備等に集中し、ゆとりを持って子どもと向き合う時間を拡充することが重要である。本市では、本年3月に「学校改革！教員の時間創造プログラム」を策定し、その成果と課題を検証しながら業務改善を進めている。</p>

2 本会議（一般質問） 質疑要旨

質疑要旨	応答要旨
<p>2021年の英語授業への対応について</p>	<p>中学校の新学習指導要領では、「生徒の理解の程度に応じて、授業を英語で行うことが基本」と位置付けられ、指導する英語教員には、語彙力、表現の正しさ、発音の正しさなど、高度な英語スキルが求められる。そこで本市では、平成27年度から、国の中央研修を受けた教員を講師とする、年間14時間の英語教育推進研修会を実施し、英語による授業の意識付けや授業改善に取り組みながら、教員の英語力・指導力の向上に努めている。また、英検やTOEIC等は、教員自身が英語力を把握する指標としても重要であり、積極的に受検を促している。さらに本年度から、小学校における外国語活動の先行実施や外国語指導助手、ALTの配置拡大等、英語教育の充実・強化に努めながら、児童生徒の英語力の向上に取り組む。</p>
<p>正しい発音の定着に向けた取組について</p>	<p>新学習指導要領では、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」の4技能を活用して、実際のコミュニケーションを行う言語活動を一層重視し、授業で発音、語彙、文法等の間違いを恐れず、積極的に英語を使おうとする態度を育成することや英語を用いてコミュニケーションを図る体験を積むことが重要である。また、音声を中心に体験的に理解を深めることは、高学年よりも、小学校中学年の児童の発達段階に、より適していると考えられる。英語における言語活動については、ALTの配置拡大等を通じ、4技能のうち、特に「聞く」、「話す」を中心に日本語と英語との音声の違いに気付き、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しむよう、積極的に取り組んでいく。</p>
<p>国際化に向けた日本人・熊本市民としての自覚について (指導課) 国旗・国歌・熊本市歌に関する教育について</p>	<p>国旗・国歌については、学習指導要領に基づき、小学校の6年生社会科、中学校社会科の公民的分野で国旗・国歌の意義を理解させ、諸外国の国旗・国歌を含め、それらを尊重する態度を育成するとともに、小学校全学年の音楽の授業では、国歌である「君が代」をいずれの学年においても歌えるように指導している。入学式や卒業式等では国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導している。熊本市歌については、小学4年生以上が出場する熊本市小学校連合音楽会の開会式で、全員で斉唱することとしており、参加する児童は、音楽の授業を3～4回程度使って練習している。</p>
<p>領土問題に関する教育について</p>	<p>領土問題については、学習指導要領に基づき、小学校の5年生社会科で、世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲等を大まかに理解させ、領土の範囲については、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることを教えている。中学校では、社会科の地理的分野や公民的分野で、我が国の国土の位置、世界各地との時差、領域の範囲や変化とその特色等を基に、日本の地域構成や領土、領海、領空、国家主権、国際連合の働きなど、基本的な事項について理解させている。具体的には、竹島、北方領土は我が国固有の領土であることや我が国の領域をめぐる問題を取り上げ、尖閣諸島については我が国固有の領土であるとともに、領土問題は存在しないことを教えている。</p>

2 本会議（一般質問） 質疑要旨

質疑要旨	応答要旨
<p>タブレット端末を活用した教育について</p> <p>（教育センター）</p> <p>教育現場におけるタブレットの具体的な活用方法について</p>	<p>授業におけるタブレット端末の活用の一例を申し上げますと、体育の授業では、児童生徒がマット運動の様子を動画で撮影し、その動画を見ながらグループで話し合い、自分の動作を客観的に捉えることで、動作の改善につなげることが可能となる。また、社会の授業では、タブレット端末上で江戸時代と明治時代の2枚の絵を拡大するなどして比較しながら、生活や町の変化の様子を話し合う。さらに、そこで気付いたことを電子黒板に一斉に表示することで、クラス全員の意見と自分の意見を比べ、学びを広げたり深めたりすることが可能となる。このように、それぞれの教科に応じた活用や、校外学習での活用など、様々な場面でタブレット端末を活用していくこととなる。</p>
<p>タブレット運用にあたっての問題点について</p>	<p>教員の活用に向けた研修が必要であると考えており、今年度の先行導入校へは、教育センターから指導主事とICT支援員を派遣し、タブレット端末の活用研修を行う。また、先行導入校で蓄積されたノウハウを生かし、効果的な授業方法についての研究や教材の開発を行うとともに、先行導入校を拠点とした教員研修に取り組む。さらに、ICTを活用した授業に長けた教員を推進リーダーとして、教材研究や教員研修を行うなど、タブレット端末を活用した授業が円滑にできるよう、教員一人ひとりの指導力向上に向けて取り組む。また、多くのタブレット端末が学校に配備されることから、充電や保管、故障対応といった管理面での課題もあるため、円滑な運用ができるよう取り組む。</p>
<p>学校教育における立憲主義について</p> <p>（指導課）</p> <p>政治の主たる権力について</p>	<p>日本国憲法では、主権が国民に存するという「国民主権」の原則が明示されており、国家の最終的な権力は国民にあるとされている。また、主権の存する国民の厳粛な信託によって、国民の代表者が国政の権力を行使するとされており、具体的な権力の行使は立法・行政・司法の三権が担う仕組みである。これらの権力が濫用されることなく、憲法に則って行使されるべきであるというのが立憲主義の考え方であり、教科書にも取り上げられている。また、そのための具体的な仕組みとして、三権の抑制と均衡の関係や、国民による選挙や世論によるチェック機能があることも学んでいる。</p>

2 本会議（一般質問） 質疑要旨

質疑要旨	応答要旨
<p>学校教育における憲法9条と自衛隊違憲論について</p> <p>（指導課）</p> <p>「自衛隊」に関する教育について</p>	<p>中学校の社会科における公民的分野では、日本国憲法は国家が自衛権を持つことは禁止していないということ学ぶとともに、我が国は自衛隊を持っており、「自衛のための必要最小限度の実力である」と学習している。また、自衛隊が国連平和維持活動（PKO）や災害救助等で活躍していることも学んでいる。また、社会科の歴史的分野では、自衛隊発足までの歴史を学ぶとともに、現在、自衛隊はPKOへの参加などを通じて、世界の平和維持に貢献していることを学習している。一方、自衛隊が憲法9条の考え方に違反するという意見が存在していることも事実であり、そうした意見を紹介すること自体は問題ないとする。</p>
<p>「平和主義」と「自衛隊」の関係に関する教育について</p>	<p>自衛隊は、憲法が認める自衛のための必要最小限度の実力であり、憲法が掲げる平和主義と矛盾するものではない、というのが基本的な考え方である。小学校や中学校では、災害救助や被災地支援に関し自衛隊の果たしている役割や、PKOへの参加による国際貢献が世界の平和維持につながっていることを学んでいる。</p>
<p>LGBTQの上質な生活について</p> <p>（人権教育指導室）</p> <p>学校教育における現状認識について尋ねる。</p>	<p>LGBTQを含む性的マイノリティの方々をはじめ、全ての人が自分らしく生き生きと暮らせる学校や社会づくりが大切である。文部科学省は、平成27年4月30日、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知するとともに、平成28年4月にQ&Aを追加し、学校に、性的マイノリティとされる子どもたちに対する、きめ細かな対応を求めている。様々な理由で学校生活に配慮が必要と思われる子どもには、本人や保護者の思いを受け止め、学校や関係機関等の意見を伺い、個に応じた対応をしている。</p>
<p>LGBTQの推進校を指定し、取り組んではどうか。</p>	<p>各学校では一人ひとりの心情に応じ、「自認する性別の制服・衣服や、体育着の着用を認める」ことなどに配慮している。なお、既存の制服を変更し、自由な組み合わせを選べる学校の指定については、先行事例を研究する。教職員が、子どもの心の痛みに気づき、人権が尊重されているかを判断できる、確かな人権感覚を身につけることが重要であり、研修の充実を図っていく。</p>

2 本会議（一般質問） 質疑要旨

質疑要旨	応答要旨
<p>中学校の部活動について （健康教育課）</p> <p>中学校の部活を残す理由と教職員の拘束時間、手当について</p>	<p>運動部活動は体力や技能の向上を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や、生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、多様な学びの場として教育的意義が大きい。このため、学校教育活動の一環として、全ての中学校において各学校の実情に応じた運動部活動が行われており、約6割の生徒が加入している。本市の運動部活動指針では、平日の活動を2時間以内、休日の活動を3時間以内とし、週あたりの活動日数を5日以内と定めている。これに基づき、週あたり平日4日、土日のいずれか1日に活動した場合の従事時間を試算すると、1か月あたり約44時間となる。一方、練習の長時間化や休日の活動回数の増加等により運動部活動が過熱化する傾向や、教員としての業務や学校運営への影響等、様々な課題が指摘されてきており、今後、中学校の運動部活動指針の改定や、外部指導者の活用等、教員の負担に配慮した、適正な運動部活動の実施に努める。休日における部活動指導については、教員特殊業務手当の対象としているところであり、通勤を指導業務と位置付けることはできないと考えるが、部活動に関する手当のあり方については、適正な運動部活動の実施にも資するよう、引き続き研究していく。</p>
<p>私立高校の無償化による市立高校への影響について （指導課）</p> <p>私立高校の無償化に伴う市立高校の在り方及び対策について</p>	<p>公立高校の授業料については、現行制度では年収910万円未満の世帯で、実質、無料となっているが、授業料が高い私立高校については、所得に応じた支援金が加算されている。国は、2020年度までに年収590万円未満の全ての世帯について、私立高校の授業料を実質無償化する方針である。実現した場合、全ての公立高校において授業料の優位性が無くなり、高校間の競争が進む可能性があり、必由館高校や千原台高校の市立両高についてもさらに魅力ある学校づくりが求められる。今後も、両高に期待される様々なニーズに応えるために、どのような人材育成が必要かという観点も含め検討を行い、教育内容の質の向上を図るとともに、募集定員の見直しや入学者選抜試験のあり方等、熊本県とも連携しながら、さらに特色ある学校づくりに取り組む。</p>
<p>（施設課）</p> <p>千原台高校の施設整備について【市長答弁】</p>	<p>学校施設等の整備については計画的に実施しているが、熊本地震の影響により、必由館高校の体育館をはじめ、多くの施設整備が遅れている状況である。千原台高校の2期工事については、市立高校の将来像について教育委員会とともに考えながら、早くグラウンドが使えるよう努力していきたい。</p>

4 教育市民委員会 質疑要旨

質疑要旨	応答要旨
<p>熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>(青少年教育課)</p> <p>児童育成クラブ支援員が不足していると聞いているが、条例の一部改正により資格要件が変わるのか。</p>	<p>省令で配置が義務付けられている放課後児童支援員の資格を取得するためには、県が実施する研修を受講する必要がある。今回の条例改正では、この研修の受講に係る資格要件を緩和するもの。</p>
<p>小中学校における指定物品等の適正な取扱いについて</p> <p>(教育政策課)</p> <p>本年3月、文部科学省から、小中学校における指定物品等の適正な取扱いについて通知が出されたが、本市における取り組みはどうか。</p>	<p>本市の「学校指定物品に関する指針」については、策定から10年以上が経過し、時代にあわせ見直す必要があることから、教育委員会で検討しているところである。</p>